

厚生労働大臣
田村 憲久 様

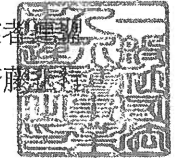
令和3年度介護報酬改定に向けた要望事項

令和2年10月6日

全国介護事業者政治連盟
会長 久野 泰博



一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 斉藤 邦子



現在、令和3年度介護報酬改定に向け、社会保障審議会介護給付費分科会の場において論点の整理が示され、今後本格的な議論が加速する中、下記の5点が横断的なテーマとして示されています。

1. 感染症や災害への対応力強化
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 自立支援・重度化防止の推進
4. 介護人材の確保・介護現場の革新
5. 制度の安定性・持続可能性の確保

当連盟においては、令和3年度介護報酬改定に向けた介護現場の要望事項を取りまとめるために議論を重ね、特に現場より意見が多く挙がった最重要項目を整理し要望にまとめさせて頂きました。

①基本報酬単価の引き上げ

当連盟は、「生産性の向上実現」を2大テーマの1つに掲げ、制度の持続性と介護事業者の持続性の確保に向け、介護報酬の適正化を積極的に推進し、他方で、制度改革の実現を図ることを5大政策方針の1つとしています。

従って、従来は報酬単価についての言及は限定的にさせて頂いておりますが、この度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の危機に直面し、介護事業者の収益環境に大きな影響が生じており、今後も感染拡大防止に向けた取り組みが継続的に必要な情勢であることから、令和3年度の介護報酬改定においては、通常とは異なる特別な対応が必要であると考えています。

このような情勢を踏まえて、令和3年度の介護報酬改定においては基本報酬単価の引き上げを要望致します。

②ICT 機器の有効活用に伴う生産性向上への評価

介護従事者の人手不足問題は深刻化しており、人材確保に向けた対策は急務です。他方で、ICT 機器等の技術革新は日進月歩であり、介護保険制度創設時と比べると有効なツールも多数開発され、介護サービスの質が損われずに生産性の向上を実現することが可能な環境は醸成されています。

また、生産性の向上を実現することで社会保障費の適正化を図り、制度改革を実現し、持続可能な社会保障制度の確立に繋げることが可能です。更には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止においても生産性の向上は喫緊の課題であり、このような情勢を踏まえて、『骨太方針2020』においても「ケアプランへの AI 活用を推進するとともに、介護ロボット等の導入について、効果検証によるエビデンスを踏まえ、次期介護報酬改定で人員配置の見直しも含め後押しすることを検討する。」と、政府方針が示されています。

当連盟では、その具体的施策として社会保障審議会介護給付費分科会において議論されており、賛否の拮抗している

『認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における夜間の人員体制の要件見直し（ICT 機器の活用を前提として2ユニットで1名の夜間体制）』の実現を強く要望致します。

③自立支援の推進・アウトカム評価の拡充

高齢者の自立支援を促すことは介護保険法における基本理念であり、介護保険制度の持続性の確保の観点からも重要なテーマです。

社会保障審議会介護給付費分科会においても「要介護度の改善を評価するインセンティブの仕組み」についての必要性を求める意見もありますが、自立支援の実現を評価するアウトカム指標については、様々な意見が挙げられており慎重な議論が進められています。

『自立支援の推進・アウトカム評価の推進』についての試金石として、前回（平成30年4月）の介護報酬改定において通所介護事業のみ「ADL 維持等加算」が創設されました。しかしながら、加算の取得率は低調であり、その効果検証が行われるとともに、介護給付費分科会において更なる拡充に向けた議論が行われていますが、内容については、一部議論に賛否も生じているところです。当連盟ではこの『ADL 維持等加算』の見直しについて下記3点を強く要望致します。

1. 加算単価の大幅な拡充
2. 通所介護事業以外のサービス分類への加算創設
3. 短時間の通所介護事業所が算定不可である要件の見直し

④集合住宅へのサービス提供の在り方の見直し

介護保険制度の安定性・持続性の確保に向けた報酬の適正化は大変重要なテーマであり、社会保

障害者福祉審議会介護給付費分科会においてもいくつかの項目について議論が進められています。しかしながら、コロナ禍によって介護給付費分科会の開催スケジュールにも見直しが生じたことから、十分な議論が尽くされない可能性も想定されます。

当連盟では、コロナ禍による介護事業者の経営への影響についても考慮頂き、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において議論が進められている、

『集合住宅に対するサービス提供の在り方の見直し』については慎重な議論を行って頂くことを強く要望致します。

⑤介護従事者に対する処遇改善に関する要件見直し

介護人材不足の問題に対して、介護従事者の処遇改善の実現は大変重要な課題です。「介護職員処遇改善加算」に加え、「介護職員等特定処遇改善加算」を創設頂き、介護業界は大変感謝しているところです。

しかしながら、他方で、職員の給与は、給与規定、評価制度という企業経営の根幹に係る人事戦略であり、公的な仕組みでの対応に関し、介護事業者の裁量権が大きく損なわれない方向性で議論を進めて頂きたいと考えます。

介護事業者の事業規模や展開しているサービス分類は千差万別であり、総じて介護職種の処遇改善が必要であります。が、小規模な事業者であれば、介護職種以外の介護従事者に対する処遇改善も急務です。

従って、それら事業者の実情に応じた人事戦略が柔軟に対応できるように、当連盟においては、『介護職員等特定処遇改善加算』ですでに設定頂いている介護職種以外の介護従事者への支給幅の拡大、及び、『介護職員処遇改善加算』においても介護職種以外の介護従事者への支給を一定割合可能な仕組みとなるよう強く要望致します。

以上